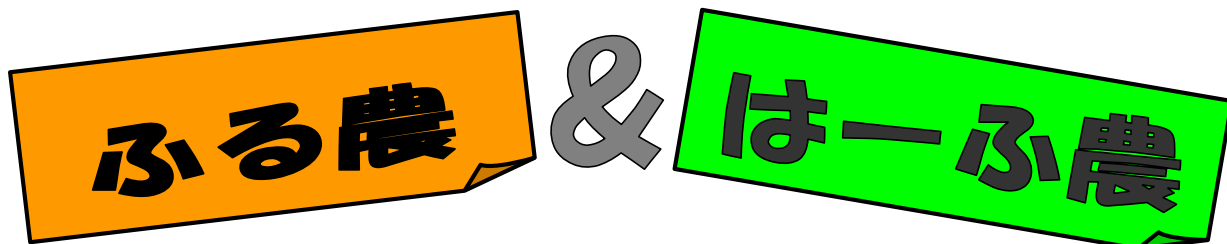


農業経営の資金ニーズにお応えする
農業経営基盤強化ローン



	ふる農	はーふ農
ご利用になれる方	当金庫の会員資格を有する農業法人、もしくは農業に従事している個人事業主および個人	
	農業法人・専業農家の方および兼業農家の方(総所得のうち農業所得が50%以上の方)	兼業農家の方(総所得のうち農業所得が50%未満の方で、農業以外の所得は200万円以上の方)
ご資金の用途	農業生産(農産物・畜産物)に供する設備資金・運転資金 ただし、土地取得資金は除きます。	
ご融資金額	1億円以内	2,000万円以内
ご融資方法	証書貸付・手形貸付	
ご融資期間	【証書貸付】20年以内で税法上の減価償却資産の償却年数以内(運転資金は5年以内) 【手形貸付】1年未満	
ご返済方法	【証書貸付】毎月の元金均等払いで、据置は1年以内 【手形貸付】期日一括返済	
ご融資利率	変動金利 実行時の当金庫長期プライムレートを基準とする随時連動。 なお、運転資金で1年以内の返済期間については、金庫所定の金利とします。 ※詳しくは、担当者もしくは窓口までお問い合わせください。	
担保	5年以内で500万円以内は原則不要	
保証人	原則1名(法人は代表者、個人事業主および個人は配偶者のみも可)	

- <必要書類>
- 法人の場合、決算書3期分。個人事業主の方は確定申告書3期分。(はーふ農は所得証明書)
 - 農業に供している土地の登記簿謄本(代表者名義、家族名義も可)もしくは、固定資産納税通知書など土地所有を判断できる書類
 - その他融資判断に必要な書類

※ 当金庫所定の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
 ※ 当金庫は、誠実・公正な勧誘・販売を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明及び誤解を招く説明・勧誘は一切いたしません。
 ※ 詳しくは担当者もしくは窓口までお気軽にお問い合わせ下さい。



街に笑顔を！！

高松信用金庫

平成22年7月28日現在